

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和元年6月25日(火)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

小林道生, 佐藤信行, 佐橋菊代, 築地茂, 村上直人, 山本清明(以上学識経験者), 渥美利之, 大多和暁(以上弁護士), 近藤宏子, 藤井聖悟(以上裁判官)

(説明担当者)

松山富晴(次席家裁調査官), 待田至(主任家裁調査官), 内藤能大(家裁調査官)

(庶務)

山内清香(総務課長), 吉永誠一(総務課課長補佐)

4 議事内容等

今回のテーマである「少年保護事件から見た最近の少年非行の特徴について」について、松山次席家裁調査官, 待田主任家裁調査官及び内藤家裁調査官から, 少年審判の手續, 近年増加しているインターネットやSNSに関連した非行及び非行少年の特徴並びに家庭裁判所の取組について説明があり, 各委員それぞれの立場から, 非行等の問題行動との関連で委員が感じている最近の青少年の特徴及び家庭裁判所の指導(働きかけ)等について次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言, ●は説明担当者の説明である。)

(1) 非行等の問題行動との関連で委員が感じている最近の青少年の特徴

- インターネットやSNSというと, いじめなどを連想する。インターネットの中で悪口を言って, 別のアカウントを作って別の友達とやりとりをしていたら, 実はばれていたというような, 人間関係を壊していくようなものが増えていると感じる。インターネットやSNSの利用が低年齢化していくなかで, 教育を含めてしっかりやっていく必要があると思うが, 実際にどうすればいいのかと考えると, なかなか難しい部分がある

多いと思う。

- 今の学生は、生まれた頃にインターネットが普及し始めた世代に当たっており、今後は、物心がついた頃からスマートフォンなどが存在していた世代がどんどん出てくることになる。そういった点で、我々とは違っており、インターネット等への依存の程度が強くなっていると感じる。非行以前の問題だが、どのように自分をコントロールして向き合うかという点で、大人になってからスマートフォンを手にした我々と違い、子供の時からスマートフォンが身の回りにある今の子供たちは酷な環境にあるという気がしている。
- 子供の安全面を考えてスマートフォンを持たせている家庭もあるが、やはりそれだけでは済まないのが現実である。家に帰れば、ゲームを始めとして、いろいろなことをする。以前、ふざけ半分で友達の顔を写真に撮って、インターネットに掲載してしまったという事案があった。本当に何のためらいもなく、そういうことをしてしまう。親から掲載の仕方を教わっていて、全く悪気なくやったことだが、情報が拡散してしまって、大変なことになったという事案である。これは一例であって、年齢が上がれば、スマートフォンを使い慣れているので、中学生が女の子の写真を友達だけに送ったつもりでいたところ広く拡散してしまったというような例も実際にある。今後もスマートフォンやSNSの利用がどんどん低年齢化していくことで、こういった事例等が増えていくのではないかと感じている。
- 最近の犯罪は、「なぜ？」と思うようなことが多くて、その背景をマスコミ等が一面的に報道して、ワァーと騒いで、その後全然フォローがない。本人のプライバシーや個人情報の問題もあるだろうが、どういった背景で事件が起こったのかということを検証していく姿勢も必要なのではないかと思う。
- 裁判所からの説明のなかで、事例を通してみた特徴として、「家族と少年の関係に大きな問題はない家庭が大半であった。ただし、保護者の知識が不足している場合は多かった。」というのがあったが、具体的にどう不足していたのか。
- 子供たちの方が機械に長けていて、保護者の方はそこを把握しきれず、どんな操作をして、どんな情報をやり取りしているのかというのが保護者からも見えていないという

ところがあって、結果として、危険性について、保護者の認識が追いついていないということが挙げられる。

- 私が知っている事例では、ゲーム依存になってしまった子供がいた。その子供の場合は、両親ともゲームが大好きで、その影響で、家でも学校でもゲームをしているというような状況で、将来が心配になった。ゲームから、インターネットやSNSという方面に興味を持って進んでいくのではないかと危惧している。
- 業務のなかでゲーム、インターネット、SNSにまつわるものを経験することは余りないが、社会的な事象として、紹介されたような事案はよく経験する。例えば、30代ぐらいの人でも、インターネットなどに関しては、私では太刀打ちできないくらい知識が豊富で、ちょっと相談すれば、大体解決できてしまう。ところが、小学生などは、もっともっと我々からかけ離れたインターネット関連の知識を持つようになって、大人が子供にどう教えていくかというのがますます難しくなっていくだろうと思う。インターネットを扱う子供たちの認識にきちんと対応していかないと、大人が分からないまま子供たちがどんどん進んでしまって、子供たちの歯止めがきかなくなってしまうのが非常に恐ろしいと感じる。インターネットは非常に便利な道具だが、その使い方を誤ると、先ほども出ていたように、ちょっと写真を載せてしまったら一気に日本中に広まってしまう。その恐ろしさとか、そのことに伴って友達がどれだけ苦しい思いをするかだとかを考えるためには、インターネットの知識があるかどうかではなく、他人のことを思いやることのできる人間としての基本的な素養を身につけているかどうかということが重要になる。
- 児童ポルノについては、昔は禁止されていなかった所持自体が禁止され、犯罪とされているが、そういうことを子供たちに教えているところがあるのだろうか。こういうことをやったら駄目だよという社会常識レベルの問題と、これは犯罪だよというレベルの問題があるが、そういうことを正しく教えているところがないのかもしれないが、そういうことを子供たちにきちんと伝える方法なり機関が必要だと思う。
- 中学校のなかには、外部の講師を呼んでスマートフォンやパソコンの使い方を教える出前講義のようなものを行っているところがあったり、小学生のなかには、まずは親が

どう対応するかというのが大事なので、PTAの会合の中で講演会などを行ったりしているが、まだまだ十分ではないと思っている。社会問題になっているコンビニのアルバイトが不適切な画像をアップするなどの例がいろいろなところで発生しているが、自分自身が痛い目を見ないと分からないのかなという感じで見ている。

(2) 家庭裁判所の指導（働きかけ）

○ 多分、子供たちは、非行だと思ってないでやっているのだと思う。実際にインターネットを見れば、児童ポルノではなくてもポルノはたくさん出てくるのに、どうして児童ポルノは駄目でポルノはいいのかという疑問もあると思う。そういう根本的なところから教えていかないと、スマートフォンがそのまま世界につながっているということが子供たちになかなか理解されないのではないか。子供だけでなく、親でも分かっていない人がたくさんいると思うので、誰が責任を持って指導していくのかというのも問題だと思う。インターネット上には悪い情報だけでなく、興味のある大事な情報もあって、そこから良い情報も得るのだろうが、そこにはなるべくフィルターをかけるようにしているが、それではやりきれない部分もあるので、社会全体としてインターネット上で悪いものを拡散させないという仕組みを作っていくしかないと思う。例えば、子供が初めてスマートフォンを買ったら、SNSの危険性を伝える動画を30分見ないと使えないというような制限を通信事業者に課すなどということも考えられるが、そこまでしても、しばらくすれば子供たちは慣れてしまうだろうから、社会全体での継続的な取組が必要だと思う。

○ 今では、インターネットに接続しているテレビに、ポルノという単語を入力するだけでポルノ動画がダーッと出てくる。そういう時代に、子供たちに見るなどか使うなどかというのは無理な話だと思う。そうすると、どう使うかということが大切になるが、基本的なツールの使い方、心得というのをどこかでしっかり教えないと、とんでもない事態に発展していくのではないかと憂慮している。では、誰がやるかということになると、インターネット関係の個別事案についての指導、教育ということではなく、裁判官が向いて行って、裁判や司法というものが社会の中でどのように機能しているのか、もう少し分かりやすく、法を守らなくちゃいけない、ルールを守らなくちゃいけないという

ことについて魅力ある講義をするというのも考えられるのではないかと思います。裁判所の役割というのは、今までは裁判所の中で仕事をするというふうに限られていたけれども、少なくとも家庭裁判所は、もう少し社会に出て行って、社会的な役割を担っていくという時代に来ていると思う。個別事案の教育的指導だけでなく、もっと幅広く利用してもらおうということも考えられるのではないか。

- 先ほど説明があったSNS投稿の危険性と責任についてという家庭裁判所における講義を受けた時の少年たちの様子をもう少し教えてもらいたい。
- 講義をする前に調査と面接を実施し、ある程度少年の生活においてどういったところにつまずいてきたのか、自分自身が自覚するような流れで話をさせている。その上で講義を実施しているが、少年たちの感想としては、インターネットの危険性を知っていたつもりだったが全然違った、自分の身に置きかえて考えるということが余りできていなかった、自分や周囲に重大な影響が及ぶ可能性のあることが今回言われて初めて分かった等の感想があり、軽率な行動による影響を一層自覚する態度が見られた。このような状態で、非行につながりかねない問題への対策やルールを考えさせると、自発的に実践してみようとする構えが見られ、少年の動機付けを高める効果がうかがえている。
- 先ほど、子供たちだけでよいのかという指摘もあったが、この講義については、保護者も見ているのか。また、ルール作りについての保護者との関係はどうなっているのか。
- 講義自体も保護者同席で参加してもらっている。発言は少年中心にしてもらっているが、保護者にも見てもらっている。ルール作りのところについては、少年側に働きかけで行うが、例えば、インターネットの依存傾向にある子供については、ルールとして使すぎないということを定めたとしても、少年自身が思っている使すぎと、保護者が思っている使すぎとの間にはかなり差があることが多い。そういったところを具体的に詰めていくことによって、お互いにルールを守る関係性につながっていくというところはあると思う。
- 子供たちに自分の身に置きかえて考えさせることが大事だと思った。講義を受けた少年は問題を起こした後だが、一般の子供たちにも、年齢ごとに内容は変える必要がある

と思うが、こういうことをやったらどうなるとか、誰に迷惑がかかるとか、そういったインターネットの恐ろしさをきちんと教えることが必要だと感じた。具体的で年齢に応じた分かりやすい事例を交えて、いろいろなシナリオを見せることによって、子供たちが自分の身に置きかえることができるだろうし、どんな場合でも、子供たちに考えさせることで、自分の身に置きかえてもらうことが大切だと感じた。

- 小学生にそういう講義をするというのはなかなか難しいところがあって、逆に興味を持たせてしまうおそれもあるので、そこは丁寧にやっていく必要がある。中学生では年齢も上がってくるので必要な部分もあるのかなと思う。また、学校にはスクールソーシャルワーカーや訪問教育相談員が配置されて、支援を行っているが、犯罪の低年齢化については危惧している。

5 次回テーマ及び期日

今回は、家事事件における手続案内について取り上げることになり、期日は、令和元年1月25日（月）とした。